

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年3月15日

水俣市長 高岡 利治

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R5-1号	湯出堂面 524番2	48林班 69小班1~3	山林	0.7468	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	湯出堂面 550番	48林班 62小班	山林	0.1539		
集R5-2号	湯出堂面 552番1	48林班 71小班	山林	0.1337	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R5-3号	湯出堂面 524番3	48林班 60小班	山林	0.7138	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	湯出堂面 555番1	48林班 48小班	山林	0.0342		
集R5-4号	湯出堂面 552番7	48林班 44小班	山林	0.1119	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R5-5号	湯出堂面 552番4	48林班 46小班1~2	山林	0.2267	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R5-6号	湯出堂面 552番5	48林班 59小班1~2	山林	2.4688	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	湯出堂面 552番11	48林班 45小班	山林	0.1387		
集R5-7号	湯出堂面 552番6	48林班 43小班1~2	山林	0.5172	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	湯出堂面 554番2	48林班 37小班	山林	0.2737		
集R5-8号	湯出堂面 524番4	48林班 70小班1~2	山林	0.2288	10年 (2034.3.31)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。

2 縦覧場所：水俣市農林水産課、水俣市のホームページ (<https://www.city.minamata.lg.jp>)

3 本公告により、水俣市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。